

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年10月12日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：関長官官房総務課広報室長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○関広報室長 広報室長の関でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから広報日程に基づきまして補足説明をさせていただきます。

広報日程、まず、2ページ目からお願いいたします。

10月16日、(3)の第640回の審査会合でございます。本件につきましては、特定重大事故対処施設にかかわる審査のため、非公開とさせていただきます。議題につきましては、伊方3号機の工事計画認可について、コメント回答を行う予定でございます。

続きまして、(4)641回の審査会合でございます。こちらは午後になります。議題は3点でございます。

1点目、日本原子力発電株式会社・東海第二発電所の運転期間延長認可にかかわる審査がございます。これにつきましては、工事計画を踏まえた運転延長審査の内容について、審査を行う予定でございます。

続いて、関西電力株式会社・大飯3号機、4号機の設置許可についてでございます。こちらについては、緊急時対策所にかかわる内容について、コメント回答が行われる予定でございます。

最後、3点目、東北電力株式会社・女川原子力発電所2号機の審査でございます。こちらについては、プラント側の審査について、今後の審査の進め方などについて議論が行われる予定でございます。

続いて、2ページ目の下の欄、10月19日の(7)でございます。642回の審査会合でございます。こちらについても特定重大事故等対処施設にかかわる審査のため、非公開とさせていただきます。議題については、書いてございますとおり、美浜3号機につきまして、地質・地質構造に関するコメント回答について審査が行われる予定でございます。

続きまして、3ページ目、「3.委員の現地視察」が2件入っております。

まず、(1)日本原燃株式会社再処理施設の現地視察でございます。こちらについては、10月19日金曜日に伴委員が視察を予定しております。主に本件視察におきましては、安全対策施設、分析施設の現状について視察を行う予定でございます。具体的には

環境管理センター、構内モニタリングポスト、それから、重大事故対処施設などについて視察を行う予定でございます。

続きまして、(2) 原子燃料工業株式会社・熊取事業所及び国立大学法人京都大学原子力科学研究所の現地視察でございます。こちらについても、10月19日金曜日、1日かけて行います。午前中に原子燃料工業の熊取事業所、午後に京都大学の複合原子力科学研究所のほうの視察を予定しております、具体的には午前中の原子燃料工業については、発電用燃料の製造工程にかかわる内容、それから、京都大学の施設につきましては、臨界集合体実験装置、いわゆるKUCAと呼ばれているものでございます。それから、研究用原子炉KURについて、視察を行う予定でございます。

それから、3ページ目の「4.その他」でございます。(1) のところにリアルタイム線量測定システムの配置見直しに関する住民説明会、こちらについて11月分の予定を追記しております。具体的には(4) から(6) でございまして、南会津町、二本松市、国見町、3つの市町の説明会の日程が追加されております。

最後に、1ページ目のほうに戻っていただきまして、15日の(1) でございます。第64回特定原子力施設監視・評価検討会におきまして、前回御質問いただいた中で、東芝の出席があるかどうかについて御質問を受けておりました。これにつきまして、その後、調整をいたしました結果、議題3の3号機燃料取扱機の不具合状況の調査の案件の中で、東芝エネルギーシステム社の担当者の出席の上、説明を受けるという予定に決まりましたので、お知らせをさせていただきます。

私のほうからの説明は以上でございます。

#### <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手をお挙げください。では、どうぞ。

○記者 時事通信のワタナベと申します。よろしく願いいたします。

1ページ目の特定原子力施設監視・評価検討会の関係で伺いたいのですが、ただいま、東芝エネルギーシステムの担当者が出席することなのですけれども、これは原子力規制委員会から東芝エネルギーシステムに対して何か指示したりすることというのは、仕組み上できるものなのでしょうか。

○関広報室長 法的には、原子炉等規制法の中では事業者をまず規制しておりますので、一義的にはやはり東京電力のほうを規制するというのが法律上の枠組みでございます。しかしながら、今回については、更田委員長のほうも委員会等で申しておりましたけれども、本件にかかわる問題については、委託先についても、よく調べて改善を求めていく必要があるというところがございますので、そういう中では、今回については法的な拘束力を持って東芝をお呼びしたというわけではなくて、今までの状況を御説明した上

で、御説明のほうを御了解いただいて、今回、出席されるという認識でございます。

○記者 そうしますと、先方から報告を受けた後、余りこちらから何かレスポンスするというのは想定し得ないような感じなのでしょうか。

○関広報室長 まだ原因等々であるとか、改善の中身によって、そこは決まってくる話だと思いますので、まだその部分については、まずは状況を聞くということが主眼に置かれると考えられます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

ほかにないようでございますので、それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまです。

—了—